

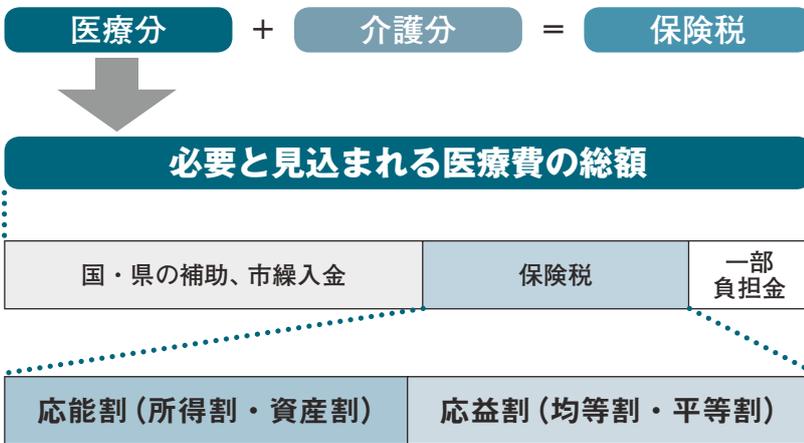
国民健康保険税が変わりました

今年、広報がまごおり4月1日号で掲載した「国民健康保険税の変更について」一部内容が変わりましたのでお知らせします。この変更は、4月1日に地方税法施行令が改正されたためのものです。

保険年金課 ☎66♦1172



【国民健康保険税の算定方法】



区分	税率および税額の算出方法	改正後
所得割	(合計所得金額 - 33万円) × 7.0%	6.9%
資産割	固定資産税(土地・家屋) × 30%	29%
均等割	被保険者数 × 30,000円	改正なし
平等割	世帯当り 34,800円	33,300円
合計(限度額)	530,000円	560,000円

※国民健康保険税は、世帯主に課税されます。

国民健康保険税とは、医療分の保険税と、介護分の保険税を合算したものを指します。

このうち、今回改正した医療分の保険税は、その年に必要と見込まれる医療費から、国などの補助金や市からの繰入金および皆さんが病院などの窓口でお支払いになる一部負担金を除いたもので、国民健康保険に加入

されている皆さんで負担しています。今回の改正は、この医療分の税率などを見直しました。

【保険税(医療分)の改正】

今回、地方税法施行令が改正になり、平成19年4月1日から課税限度額の上限額が、現行の53万円から56万円に引き上げられ、これに伴い国民健康保険税

の上限額も同様の引き上げを行いました。さらに、この引き上げによる税収分を、全体から差し引き、その分の税率を引き下げる改正を行いました。なお、介護分については、今回、改正はありません。